

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
7月20日
(金曜日)

目次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 告示 | 1 |
| 道路の区域の変更(道路整備課) | 1 |
| 道路の供用の開始(道路整備課) | 1 |
| 土砂災害警戒区域の指定(砂防課) | 1 |
| 公告 | 2 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課) | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課) | 3 |
| 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(七件)(商政課) | 3 |
| 公園施設に係る指定管理者の指定(都市計画課) | 5 |
| 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) | 5 |
| 選管告示 | 5 |
| 直接請求に必要な有権者の数 | 5 |
| 公安委告示 | 5 |
| 警備員指導教育責任者講習の実施 | 6 |
| 公安委公告 | 6 |
| 一般競争入札の実施 | 7 |
| 雑報 | 7 |
| 県報の正誤(平成二十三年六月三日山口県企業管理規程第一号ほか二件) | 9 |

山口県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道



路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 三七六号
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|---|--------------------------|--------------------------|-----------------|--------------|----------------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 周南市大字須々万本郷字新川二二五 一の二地先から 同市大字須々万奥字神手五六四の一 地先まで | 最狭 一七・〇 最広 六三・二 | 最狭 六三・二 最広 七五・五 | 一、三四八・四 | 一、一九三・九 | 道路改良工 事による。 |

山口県告示第二百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|--------------|--|------------------|
| 一般国道 三七六号 | 周南市大字須々万本郷字新川二二五一の二地先から 同市大字須々万奥字神手五六四の一の地先まで | 平成二十四年七月 二十四日 |

山口県告示第二百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定す

る。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称

佐野(3)、佐野(4)、下右田(8)、自由ヶ丘(2)、鈴屋(6)、高井(10)、奈美(23)、奈美(24)、和字(20)、和字(21)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



(三三九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年八月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人彦島江の浦福祉工房
代 表 者 の 氏 名 園田真由美
主たる事務所の所在地 下関市彦島江の浦町二丁目二番七号

(三四〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年八月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人周南さわやか会
代 表 者 の 氏 名 河本 敏昭
主たる事務所の所在地 周南市鞆町二丁目六七番地の一

(三四一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人環境みらい下関
代 表 者 の 氏 名 坂本 紘二
主たる事務所の所在地 下関市上田中町二丁目五番二号

(三四二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) あおいモール

所在地 山口市葵二丁目三四〇二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

エヌ・ティ・ティ都市開発 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 三ツ村正規
発株式会社

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年二月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、〇二〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一三六台

(二) 駐輪場の収容台数

一五〇台

(三) 荷さばき施設の面積

一一九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| | | | | | |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 氏名又は名称 | 株式会社丸久 | 開店時刻 | 午前九時 | 閉店時刻 | 午後二時 |
|--------|--------|------|------|------|------|

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から翌日の午前四時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十四年六月二十七日

(三四三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十日山口市公告(三八七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十日から同年八月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阿知須ショッピングセンター(サンパークあじす)

所在地 山口市阿知須四八二五の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(三四四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十日山口市公告(三八八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十日から同年八月二十日までの間、山口県商工労働

部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 阿知須ショッピングセンター(サンパークあじす)
所在地 山口市阿知須四八二五の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三四五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日山口県公告(三九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十日から同年八月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ小郡店
所在地 山口市小郡下郷七六三の二
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三四六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日山口県公告(三九三)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十日から同年八月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ防府店
所在地 防府市警固町一丁目一番五五号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三四七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日山口県公告(三九四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十日から同年八月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 通津ショッピングセンター
所在地 岩国市通津三七三五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日山口県公告(三九五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十日から同年八月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 玖珂ショッピングセンター
 所在地 岩国市玖珂町五一四九の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求めない。

(三四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日山口県公告(三九六)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十日から同年八月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 株式会社いちや家具店
 所在地 周南市大字夜市二九三六の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求めない。

(三五〇) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

| 都市公園の名称 | 公園施設の名称 | 公園施設の位置 |
|----------|---|---------|
| 維新百年記念公園 | 多目的広場及びその他の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項各号に掲げる公園施設 | 山 口 市 |

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
 (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
 (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 (七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)
- 四 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十四年七月二十一日から平成二十七年三月三十一日までの間

(三五二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 山陽小野田市掃山二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山陽小野田市大字西高泊一六〇番地の三
 原田 弘義



山口県選挙管理委員会告示第七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十四年七月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

| 直接請求の種類 | 根拠規定 | 必要な有権者の数 |
|-------------------------------------|-----------------------------|--|
| 県条例の制定又は改廃の請求 | 地方自治法第七十四条第一項 | 二四、一九九 |
| 県の事務の執行に関する監査の請求 | 地方自治法第七十五条第一項 | 二四、一九九 |
| 県議会の解散の請求 | 地方自治法第七十六条第一項 | 二六七、七三七 |
| 県議会の議員の解職の請求 | 地方自治法第八十条第一項 | 大島郡選挙区 五、四六六 熊毛郡選挙区 二、八二四 下関市選挙区 七、四八五 宇部市選挙区 四、七九四 山口市選挙区 五、三七一 萩市阿武郡選挙区 一、四一七 防府市選挙区 三、四八七 岩国市選挙区 一、三二七 光市選挙区 四、一五五 柳井市選挙区 一、四〇四 美祢市選挙区 一、九七三 周南市選挙区 八、三三三 山陽小野田市選挙区 四、七九一 |
| 知事の解職の請求 | 地方自治法第八十一条第一項 | 二六七、七三七 |
| 副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求 | 地方自治法第八十六条第一項 | 二六七、七三七 |
| 県の教育委員会の委員の解職の請求 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項 | 二六七、七三七 |

山口県公安委員会告示第二十八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十四年七月二十日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十四年九月三日（月曜日）から同月六日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日（金曜日）の午前九時から午後五時三十分まで
イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十四年九月六日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分
法第二条第一項第二号に規定する業務（以下「第二号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者
新規取得講習
次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第二号警備業務に係る



ものに限る。()に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定期則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定期則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定期則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)()に合格した者
オ 旧検定期則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)()に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習
第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間
平成二十四年八月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署
五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
(二) (一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)()、
二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)()
(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を

除く。)

七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三三番 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一三番 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年七月二十日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

運転免許業務用端末装置 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十五年二月一日から平成三十年一月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部交通部運転免許課及び運転管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 平成二十四年七月二十日から同年八月三十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県警察本部警務部情報管理課
 - (三) 受領期限
平成二十四年八月三十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年八月三十一日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所

- (二) 日時
山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室
平成二十四年八月三十一日午前十時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: Terminal Unit for Duties of Driver's License
 - (3) Use term: From February 1, 2013 to January 31, 2018
 - (4) Use place: Driving Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefecture

fectural Police Headquarters and Yamaguchi Prefectural Comprehensive Transport Center

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 30, 2012 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., August 31, 2012)



正誤

平成二十三年六月三日山口県企業管理規程第一号(山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程)

| | | | | |
|-----|---|----|------|------------|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 八 | 下 | 一一 | 公布の日 | 平成二十三年六月三日 |

平成二十三年六月三日山口県企業管理規程第二号(山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程)

| | | | | |
|-----|---|---|------|------------|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 九 | 上 | 一 | 公布の日 | 平成二十三年六月三日 |

平成二十三年十二月二十七日山口県企業管理規程第三号(山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する管理規程)

| | | | | |
|-----|---|------|------|---------------|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 一六 | 上 | 左から一 | 公布の日 | 平成二十三年十二月二十七日 |

平成二十四年七月二十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁